

「公平負担のための受信料体系の  
現状と課題に関する研究会」  
第10回会合  
ヒアリング資料

平成20年3月7日

日本放送協会

## 「NHKの衛星受信料の在り方」に関する検討の視点

### 3 衛星受信料の性格を見直す必要があるか。見直す場合に、どのような方法が考えられるか。

- ① 現状維持
- ② 地上契約との一本化
- ③ スクランブル化

これらの方法以外に衛星受信料の性格を見直す方法はないか

### 4 考えられる見直しの選択肢は、どのような効果・影響を伴うものであるか。

- (1) 現在生じている問題を解決できるようなものか
- (2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響
- (3) 受信料(衛星付加料金:945円)の水準に及ぼす影響
- (4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響
- (4)' 番組の質や編成内容に及ぼす影響
- (5) 衛星放送業界に及ぼす影響
- (6) 視聴者の負担に及ぼす影響
- (7) 移行時の課題(制度上、技術上、営業活動上等)

研究会から提示された(1)～(6)の項目(第9回会合・資料1参照)に加え、(4)'は第9回会合での構成員からのご意見を受けて追加した項目、(7)はNHKが独自に追加した項目

# 考えられる見直しの選択肢の効果・影響

見直しの選択肢 検討の視点（具体的な論点）	①現状維持		②地上契約との一本化		③スクランブル化	
	A (現状維持)	B (メッセージ機能の 活用の強化)	A (地上料額)	B (加重平均額)	A (公共料金型)	B (市場料金型)
(1) 現在生じている問題を解決できるようなものか ア. 普及と契約の乖離(衛星契約率の低さ) イ. 受信把握が困難 ウ. 受動的受信(「受信料体系研究会第一次報告書」)	現状で推移	ア、イ 改善が期待 ウ 現状と同じ	解消可能	解消可能	解消可能	解消可能
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響 ・NHKに徴収権が認められた、NHKの維持運営 のための特殊な負担金	影響なし	影響なし (対価的な感覚は強 まる)	影響なし (性格の純化)	影響なし (性格の純化)	性格変更 (受益者負担の対価 料金に)	性格変更 (受益者負担の対 価料金に)
(3) 受信料(衛星付加料金：945円)の水準に及ぼす影響 ・現在は総括原価方式を基本に算定し、国会承認により決定	影響なし	影響なし	影響あり(付加料 金廃止) (衛星契約者は 値下げ)	影響あり(付加料 金廃止) (衛星契約者は 値下げ ・地上契約者は 値上げ)	・影響あり(受信 料廃止) ・受信料事業との 会計分離 ・料金はサービス 内容と契約数に よる	・影響あり(受信 料廃止) ・独立採算 ・料金はサービス 内容と契約数に よる
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響 ・難視聴解消 } 公共的役割 ・先導的役割 ・普及促進	影響なし	影響なし	影響あり(役割は 限定される) (普及促進の役割 は困難 ・実質的に難視聴 解消のみの 役割)	普及促進への貢献 度低下のおそれ	対価料金のもとで公 共的役割をどこまで 担えるかが課題	公共放送サービス ではない(公共的 役割は担わない)
(4) 番組の質や編成内容に及ぼす影響 ・対象の普遍性や内容の多様性等	影響なし	影響なし	衛星放送独自の編 成は困難	番組の多様性の確 保は可能	番組の多様性の確保 は不可能	番組の多様性の確 保は不可能
(5) 衛星放送業界に及ぼす影響 ・BS有料民放との競合、外部制作会社への影響等	影響なし	影響なし	外部制作会社の制 作機会は減少	外部制作会社の制 作機会の減少のお それ	・有料民放とは実質 的に競合 ・外部制作会社の 制作機会の減少の おそれ	・有料民放と競合 ・外部制作会社の 制作機会の減少の おそれ
(6) 視聴者の負担に及ぼす影響(新たな機器の設置など) ・当該選択肢のために視聴者に生じる直接的負担 (端的には、デコーダー費用)	不要	不要	不要	不要	アナログ受信者はデ コーダーが必要	アナログ受信者は デコーダーが必要
(7) 移行時の課題(制度上、技術上、営業活動上等) ・制度上の課題 ・技術上の課題 ・営業活動上の課題	—	メッセージの制度 上の再整理が必要	衛星放送事業から の実質的な撤退に 等しい	地上契約者の 理解が課題	現行の衛星受信契約 と新たな対価契約と の関係や、スクラン ブル放送への移行が 課題	現行の衛星受信契 約とは全く異なる 新たな対価契約の 締結となる

## NHK衛星放送の財源についての検討の枠組みの例(※1)

衛星放送事業の性格		公共放送事業		民間放送事業	
衛星放送に係る 料金の性格  衛星放送における スクランブル技術の活用程度	受信料		対価料金		
	付加受信料	付加料金制度廃止(※2)			
		総合料金			
使用せず	〔BSデジタル 放送の開始前〕	地上料額 ②A	加重平均額 ②B		
メ ッ セ ー ジ 機 能 の 活 用	現状程度 (受信の確認)	現状維持 ①A			
	機能の活用の強化 (再表示等)	メッセージ機能 の活用の強化 ①B			
視聴制御 (申込による解除)			公共料金型 ③A	市場料金型 ③B	

**【注】**

- ※1. 今回は衛星受信料のあり方に関する検討なので、衛星放送に関してのみ選択肢を検討し、地上放送に関する検討は行っていない。
- ※2. 衛星付加受信料を廃止した場合の受信料制度としては、「総合料金化」だけでなく、「地上受信料」と「衛星受信料」の別建ての受信料制度もありうる。ただし、「別建て」受信料は、衛星のみの受信機がない等の課題があり、今回の検討の対象としていない。

# (参考)「メッセージ機能の活用の強化」の例

※朱色の丸囲み部分は、現行のものに加えた新たな施策

